

## ひと口解説

### ○短時間労働者とは

「短時間労働者」とは1週間の所定労働時間が同一の事業場に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者のことをいいます（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条）。

なお、訪問介護事業においては、個々の利用者からの訪問介護の申込に応じ、月、週又は日の所定労働時間が月ごと等の勤務表により非定型的に特定される訪問介護労働者がいますが、一般的に所定労働時間が通常の労働者に比し短いため、その多くは短時間労働者と考えられます。

## VII 労働者名簿、賃金台帳の調製及びその保存について

### ここがポイント 通達記の2(7)

労働者名簿及び賃金台帳については、適正に調製の上3年間保存しなければなりません。（労働基準法第107、108及び109条）

#### 労働者名簿

- 記載事項  
労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等

#### 賃金台帳

- 記載事項  
労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等

事業場ごとに作成

<保存期間の起算日>

- 労働者名簿については労働者の退職等の日
- 賃金台帳については、最後の記入をした日

## VIII 安全衛生の確保について

### ここがポイント

ア 訪問介護労働者の雇入れ時などには、安全衛生教育を実施しなければなりません。（労働安全衛生法第59条）